

支援・相談など

特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人あたり10万円の給付を行います。

給付対象者・受給権者

◎給付対象者 令和2年4月27日の時点で、本市の住民基本台帳に記録されている人
◎受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付対象者一人につき10万円
申請方法
給付金の受け取りには、申請が必要ですが、申請は、郵送またはオンラインで受け付けます。

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当の受給者に対し臨時特別給付金を対象児童一人あたり1万円支給します。

支給対象者

令和2年4月分(令和2年3月分を含む)の児童手当の受給者
※対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月まで中学生だった児童も含む。

※特別給付として児童一人につき月額5千円の支給を受けている受給者は対象外。

給付額

対象児童一人につき1万円

支給日

6月10日(木)に児童手当の受取口座に振り込みます。(公務員を除く)

申請方法

申請は原則不要。

※公務員については、勤め先での受給状況証明と本市への申請(請求書)の提出が必要。

問い合わせ

こども課(☎内線1164)

①郵送申請
5月下旬に申請書を同封したご案内(返信用封筒も同封)を、各世帯主あてに発送しました。申請書に必要事項を記入の上、本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)および口座確認書類の写しを申請書の裏面に貼り付けて、同封の返信用封筒で申請してください。

※1 感染症拡大を防止するため、郵送による申請をお願いしています。

②オンライン申請

ぴったりサービス(申請ページ)※申請には、世帯主の電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です。詳しくは総務省ホームページ「特別定額給付金」オンライン申請方法をご覧ください。

申請期限 8月31日(月)まで

給付日 6月上旬から随時、指定口座へ振り込みます。申請書の到着後、おおむね2週間後の給付となる見込みです。

問い合わせ

福祉課特別定額給付金係

(☎内線2141、2150)

総務省コールセンター
(☎0120・260・020)

市税徴収猶予の特例

新型コロナウイルス感染症による影響で収入に相当の減少があった人について、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。

※担保の提供は不要。猶予期間中は延滞金もかかりません。

対象者(いずれも満たす人)

▼新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね2割以上減少していること。

▼一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

対象となる地方税

令和2年2月1日〜令和3年1月31日に納期限が到来する市税
※これらのうち、すでに納期限が過ぎている市税についても6月30日までに申請すれば、さかのぼってこの特例を利用することができます。

※申請方法や期限など詳しくは、お問い合わせください。

申請・問い合わせ

納税課(☎内線1188)

富岡市市民生活支援 特例給付金

国が行う特別定額給付金に併せて、不要不急の外出の自粛など行動が制限され、先行きの見えない不安な生活が続く全市民に対し、市が独自に一律1万円を給付します。

給付対象者および受給権者 特別定額給付金と同じ



特殊詐欺にご注意ください!

特別定額給付金の給付に便乗した不審な電話や郵便、メールなどに注意してください。自宅や職場などに、市や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便やメールが届いたりした場合は、すぐにご相談ください。

▷市や総務省などが、特別定額給付金に関して現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

▷市や総務省などが、給付方法が決定されるまでに、世帯構成や生年月日などの個人情報、銀行口座の番号や暗証番号などを、電話や郵便、メールなどで問い合わせることはありません。

相談窓口

- ▷消費生活センター(☎63-6066)
- ▷警察相談専用電話(#9110)
- ▷消費者ホットライン(188)



国民年金保険料 免除の特例

新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した人について、本人の申告を元にした手続きにより、国民年金保険料の免除申請が可能となりました。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった人

※今年中の所得の見込みが、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予および学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。

承認期間

令和2年2月以降の保険料

持参する物

- ▼本人確認できる物(マイナンバーカードなど)
- ▼学生証または在学証明書(学生納付特例希望者のみ)
- ▼印章(朱肉を使う物。本人が申請する場合は不要)

申請・問い合わせ

国民年金課(☎内線1126)

事業者向け 支援金・給付金

◎頑張る市内店舗等緊急応援金
対象者 市内に所在する飲食店などの小規模事業者(常用従業員5人以下の小規模企業者および個人事業者)
応援金の額 一律3万円
問い合わせ 産業振興課(☎内線1263、1264)

◎県感染症対策事業継続支援金
対象者 休業要請中の一定期間、対象施設の休業または営業時間の短縮などを行った中小企業、個人事業者
支給額 1事業者あたり20万円
問い合わせ 県感染症対策事業継続支援金受付センター(☎050・5371・6437)

◎持続化給付金

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
給付額(上限額)
▼法人…200万円
▼個人事業者…100万円

問い合わせ

持続化給付金事業コールセンター(☎0120・115・570)

※申請方法や期限など詳しくは問い合わせるか、ホームページをご確認ください。